

B型・C型肝炎ウイルスが原因の

「肝がん」や「重度肝硬変」の医療費は、 治療2月目から助成が受けられます。

○助成対象となる主な要件

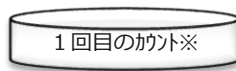
- ・ B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断されている。
- ・ 年収約370万円以下である。
- ・ 肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（「分子標的薬を用いた化学療法」、「肝動注化学療法」、「粒子線治療」に限る）を受けている。
- ・ 上記の治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額（高療）を超えた月が過去2年間で1月以上ある。

○高療を超える2月目以降の医療費について、患者さんの自己負担額が1万円となるよう助成します。

※ カウントの方法

肝がんや非代償性肝硬変の医療費の一部負担金（1割～3割）が高額療養費算定基準額を超えた場合カウントします。

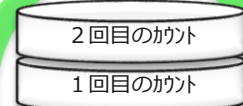
医療費の助成！



**入院又は通院
1月目**



この間に、都道府県へ参加者証の
交付申請を行ってください。



**入院又は通院
2月目**

高療を超えた月が過去24ヶ月で2月目から自己負担1万円の助成

医療記録票の交付を
受けてください。

臨床調査個人票の作成を
医療機関に依頼してください。

受診の際は医療機関の窓口
に参加者証を提示してください。

会計の際に医療機関や保険薬局（通院の場合）の窓口で医療記録票への医療費等の記載を依頼してください。

通院に係る医療費の助成を受けるには都道府県への償還請求が必要です。

医療費の 助成方法

**入院の
場合**

窓口の自己負担額が1万円となります。

※参加者証を窓口で提示できない場合は、一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行ってください。

**通院の
場合**

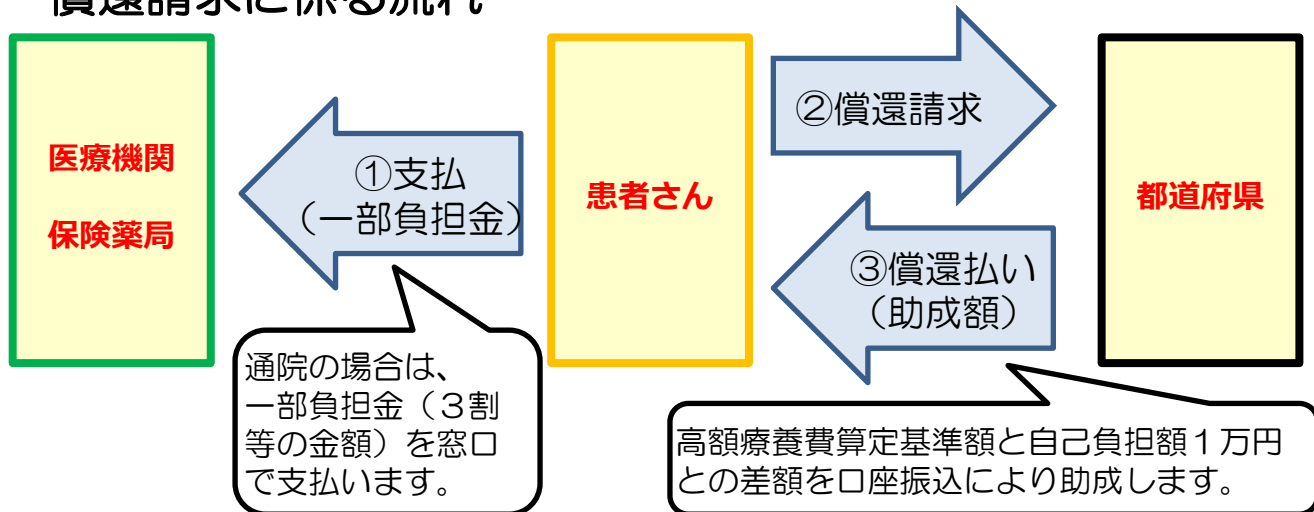
償還払いで自己負担額が1万円となります。

窓口では一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行うことで、医療費償還払い請求書に記載した患者さんの口座に振り込まれます。

償還請求の方法は裏面を御確認ください。

「償還請求」の手続き

● 償還請求に係る流れ



※高額療養費は、医療保険者から給付されます。医療保険者によっては請求手続きが必要な場合がありますので、医療保険者に御確認ください。

● 償還請求時に提出する書類

ー参加者証を持っている者が償還払いをする場合ー

- 医療費償還払い請求書（様式第13号）
- 請求者の参加者証の写し
- 請求者の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し
- 医療記録票（様式8-1号）の写し
※24月以内に高療費基準額を超える当該医療を受診した月数が既に1月以上あって、指定医療機関において肝がん・重度肝硬変関係医療（高療費支給に限る。）を受けた旨の記載があるもの
- 償還請求の対象月において受診した全ての保険医療機関及び保険薬局が発行した領収書、診療明細書及び調剤明細書
- 振込口座が確認できる資料（通帳・キャッシュカードの写し等）
- 「肝炎治療受給者証」及び「肝炎自己負担上限管理票」の写し
※核酸アナログ製剤治療に係る肝炎治療受給者証の交付を受けている場合のみ
※助成対象となる医療を受けようとする月以前の24月以内のもの
- その他、知事が必要と認める書類
・同意書（別紙1）、請求者死亡の場合に必要な書類 等

● 書類の提出・お問い合わせは、お住まいの市町を管轄する健康福祉センターへ

栃木県 健康福祉センター



栃木県感染症対策課 028-623-2834

「詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

- 都道府県や厚生労働省などが、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 都道府県や厚生労働省などが、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の助成をするために、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

ご自宅や職場などに都道府県や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課や最寄りの警察署(または警察相談専用電話[#9110])に御連絡ください。